

公害防止管理者等資格認定講習

制度所管部局：水・大気環境局総務課
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

1 制度の概要

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の条件を有する特定工場に公害防止組織の整備を義務づけており、公害防止に関する技術的事項を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）及び大規模工場において公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）には法に定められた一定の資格を取得した者を選任しなければならない。本資格認定講習は、講習修了者に対して、その資格を付与する制度である。

2 指定登録基準

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第21条】

第21条 経済産業大臣及び環境大臣は、第19条第1項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第18条第2項から第5項までに規定する事項に従つて、講習を行うこと。
 - 二 科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学に関する学科目若しくはこれらに相当する学科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 三 講習を実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録の年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

3 登録法人（平成21年10月1日現在）

| | |
|----------|---|
| 法人の名称 | 社団法人産業環境管理協会 |
| 法人の連絡先 | 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1三井住友銀行 神田駅前ビル6F TEL03-5209-7713 |
| 指定・登録の時期 | 平成17年6月23日 |
| 指定・登録の理由 | 施行規則第21条の登録基準に適合しているため。 |

| | |
|--------|--|
| 法人の名称 | 社団法人日本碎石協会 |
| 法人の連絡先 | 〒141-0031 東京都品川区西五反田2-12-19五反田NN ビル4F TEL03-5435-8830 |

| | |
|----------|-------------------------|
| 指定・登録の時期 | 平成17年11月18日 |
| 指定・登録の理由 | 施行規則第21条の登録基準に適合しているため。 |

4 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特になし